

# 第 105 期 中間決算公告

平成18年12月22日

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

株式会社 大光銀行

取締役頭取 中島 富雄

## 第 105 期中 (平成 18 年 9 月 30 日現在) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	47,662	預 金	1,142,500
コ ー ル ロ ー ン	5,000	コ ー ル マ ネ ー	1,061
買 入 金 銭 債 権	1,201	外 国 為 替	0
商 品 有 価 証 券	171	そ の 他 負 債	7,814
金 銭 の 信 託	2,998	賞 与 引 当 金	871
有 価 証 券	355,178	役 員 賞 与 引 当 金	11
貸 出 金	797,823	退 職 給 付 引 当 金	5,592
外 国 為 替	1,534	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,527
そ の 他 資 産	3,096	支 払 承 諾	4,181
有 形 固 定 資 産	14,598	負 債 の 部 合 計	1,164,561
無 形 固 定 資 産	1,649	( 純 資 産 の 部 )	
繰 延 税 金 資 産	3,042	資 本 金	10,000
支 払 承 諾 見 返	4,181	資 本 剰 余 金	8,209
貸 倒 引 当 金	12,761	資 本 準 備 金	8,208
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	34,720
		利 益 準 備 金	1,791
		そ の 他 利 益 剰 余 金	32,929
		別 途 積 立 金	21,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	11,929
		自 己 株 式	152
		株 主 資 本 合 計	52,778
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,711
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,327
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,038
		純 資 産 の 部 合 計	60,816
資 産 の 部 合 計	1,225,378	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,225,378

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |    |        |
|----|--------|
| 建物 | 8年～50年 |
| 動産 | 3年～20年 |
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,138百万円であります。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
11. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は11百万円増加し、税引前中間純利益は11百万円減少しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- |          |  |
|----------|--|
| 過去勤務債務   | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理。                 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理。 |
- なお、会計基準変更時差異（3,251百万円）については、8年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。
15. 関係会社の株式総額 62 百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 8,265 百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,243 百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,021百万円、延滞債権額は26,677百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は249百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,209百万円あります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,157百万円あります。
- なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は28,197百万円あります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産 有価証券 36,272 百万円  
 担保資産に対応する債務 コールマネー（円貨） - 百万円  
 上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券 60,466 百万円及び預け金 5 百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金は 172 百万円であります。
24. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日  
 同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。
25. 1 株当たりの純資産額 588 円 30 銭
26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 27. についても同様であります。  
 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	300	300	0
その他	34,199	33,353	845
合計	34,499	33,654	845

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	5,511	9,898	4,386
債券	269,690	269,626	63
国債	176,146	175,983	162
地方債	38,683	38,817	134
社債	54,860	54,825	35
その他	29,294	34,554	5,259
合計	304,496	314,078	9,582

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 3,871 百万円を差し引いた額 5,711 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間期において、その他有価証券で時価のない株式について 45 百万円の減損処理を行っております。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の 30% 以上下落したものについては、著しく下落したものとして減損処理を行っております。

27. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	6,965
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	36
関連法人等株式	26
その他有価証券	
非上場株式	702
出資証券（投資事業組合）	71

28. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	2,998	-

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 59,285 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 43,590 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,592 百万円
退職給付引当金	2,259
繰越欠損金	149
有価証券減損	539
減価償却	169
未収収益	26
未払事業税	15
賞与引当金	352
その他	321
繰延税金資産小計	9,426
評価性引当金	2,512
繰延税金資産合計	6,914
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,871
繰延税金負債合計	3,871
繰延税金資産の純額	3,042 百万円

31. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は60,816百万円であります。
  - (2)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
  - (3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
  - (4)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他の資産」に区分して表示しております。
  - (5)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
32. 自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55条)」に定められた算式に基づき、算出しております。当中間会計期間末の自己資本比率(国内基準)は、9.67%であります。

第105期中

平成18年 4月 1日から  
平成18年 9月 30日まで

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	14,180
資 金 運 用 収 益	10,845
（うち貸出金利息）	（8,892）
（うち有価証券利息配当金）	（1,888）
役 務 取 引 等 収 益	1,148
そ の 他 業 務 収 益	1,834
そ の 他 経 常 収 益	351
経 常 費 用	11,709
資 金 調 達 費 用	317
（うち預金利息）	（288）
役 務 取 引 等 費 用	912
そ の 他 業 務 費 用	1,641
営 業 経 費	7,311
そ の 他 経 常 費 用	1,526
経 常 利 益	2,470
特 別 利 益	47
特 別 損 失	17
税 引 前 中 間 純 利 益	2,501
法人税、住民税及び事業税	27
法 人 税 等 調 整 額	1,020
中 間 純 利 益	1,453

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり中間純利益金額 14円06銭  
3. その他経常費用には、貸出金償却 347百万円、貸倒引当金繰入額 854百万円、債権売却損 180百万円、株式等償却 45百万円を含んでおります。

## 中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等      2社  
株式会社 大光ビジネスサービス  
たいこうカード 株式会社  
非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。

持分法適用の関連法人等      2社  
大光リース 株式会社

株式会社 東北バンキングシステムズ

株式会社 東北バンキングシステムズは、平成 18 年 9 月に株式を取得したことにより当中間連結会計期間から持分法適用の関連法人となっております。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はすべて 9 月末日であります。

以 上

# 第 105 期 中間決算公告

平成18年12月22日

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

**株式会社 大光銀行**

取締役頭取 **中島 富雄**

## 第 105 期中 (平成 18 年 9 月 30 日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	47,662	預 金	1,142,467
コ－ルロ－ン及び買入手形	5,000	コ－ルマネ－及び売渡手形	1,061
買 入 金 銭 債 権	1,201	外 国 為 替	0
商 品 有 価 証 券	171	そ の 他 負 債	8,255
金 銭 の 信 託	2,998	賞 与 引 当 金	875
有 価 証 券	355,273	役 員 賞 与 引 当 金	11
貸 出 金	797,880	退 職 給 付 引 当 金	5,603
外 国 為 替	1,534	再評価に係る繰延税金負債	2,527
そ の 他 資 産	3,959	支 払 承 諾	4,181
有 形 固 定 資 産	14,601	負 債 の 部 合 計	1,164,985
無 形 固 定 資 産	1,652	( 純 資 産 の 部 )	
繰 延 税 金 資 産	3,178	資 本 金	10,000
支 払 承 諾 見 返	4,181	資 本 剰 余 金	8,209
貸 倒 引 当 金	13,158	利 益 剰 余 金	34,855
		自 己 株 式	152
		株 主 資 本 合 計	52,913
		その他有価証券評価差額金	5,711
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,327
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,038
		少 数 株 主 持 分	199
		純 資 産 の 部 合 計	61,151
資 産 の 部 合 計	1,226,137	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,226,137

# 株式会社 大光銀行

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、其他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |    |        |
|----|--------|
| 建物 | 8年～50年 |
| 動産 | 3年～20年 |
- 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
8. 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,138百万円であります。
- 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
11. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は11百万円増加し、税引等調整前中間純利益は11百万円減少しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- |          |  |
|----------|--|
| 過去勤務債務   | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として8年）による定額法により損益処理                               |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理 |
- なお、会計基準変更時差異（3,251百万円）については、8年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
13. 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 関係会社の株式総額（子会社の株式を除く）151百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 8,270百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,243百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,065百万円、延滞債権額は26,724百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は251百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,212百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,254百万円であります。
- なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

# 株式会社 大光銀行

22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は28,197百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産 有価証券 36,272百万円  
 担保資産に対応する債務 コールマネー(円貨) -百万円  
 上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券60,466百万円及び預け金5百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金は178百万円であります。
24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
 同法第3条第3項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。
25. 1株当たりの純資産額 589円61銭
26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下27.についても同様であります。

## 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	300	300	0
その他	34,199	33,353	845
合計	34,499	33,654	845

## その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	5,511	9,898	4,386
債券	269,690	269,626	63
国債	176,146	175,983	162
地方債	38,683	38,817	134
社債	54,860	54,825	35
その他	29,294	34,554	5,259
合計	304,496	314,078	9,582

なお、上記の評価差額から繰延税金負債3,871百万円を差し引いた額5,711百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について45百万円の減損処理を行っております。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以下下落したものについては、著しく下落したものとして減損処理を行っております。

27. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 私事業債	6,965
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	- 151
その他有価証券 非上場株式 出資証券(投資事業組合)	708 71

28. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
運用目的的金銭の信託	3,000	2,998	-

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は71,008百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが43,590百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが11,722百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 株式会社 大光銀行

30. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。
- (1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は60,951百万円であります。
  - (2)「株式等評価差額金」は、「其他有価証券評価差額金」として表示しております。
  - (3)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
  - (4)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他の資産」に区分して表示しております。
  - (5)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
31. 自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55条)」に定められた算式に基づき、算出しております。当中間連結会計期間末の自己資本比率(国内基準)は、9.68%であります。

## 株式会社 大光銀行

第 105 期中 平成 18 年 4 月 1 日から  
平成 18 年 9 月 30 日まで 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	14,395
資 金 運 用 収 益	10,942
（うち 貸 出 金 利 息）	（8,987）
（うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金）	（1,888）
役 務 取 引 等 収 益	1,208
そ の 他 業 務 収 益	1,869
そ の 他 経 常 収 益	374
経 常 費 用	11,851
資 金 調 達 費 用	317
（うち 預 金 利 息）	（288）
役 務 取 引 等 費 用	916
そ の 他 業 務 費 用	1,642
営 業 経 費	7,358
そ の 他 経 常 費 用	1,615
経 常 利 益	2,544
特 別 利 益	47
特 別 損 失	17
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	2,574
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	65
法 人 税 等 調 整 額	1,016
少 数 株 主 利 益	31
中 間 純 利 益	1,460

(注)1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 14円12銭

3. その他経常費用には、貸出金償却 372百万円、貸倒引当金繰入額 901百万円、債権売却損 180百万円、株式等償却 45百万円を含んでおります。